

第五次戸田市男女共同参画計画の中間見直しについて

第1章については、初めて取り上げますので記載内容を説明します。第2章から第4章までは、これまでの委員会で検討いただいた内容を踏まえた修正や文言の修正を行っていますので、主な修正箇所を説明します。また、改定案に記載する注釈等についても検討する予定です。

第1章から第4章までの説明

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画改定の趣旨 (P1～)

概要：①平成31年に策定した現行計画に基づき、男女共同参画計画の実現に向けた施策に取り組んできた。

②新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済環境は大きく変化した。経済的にみると、特に女性の労働者の雇用機会や賃金の減少が目立った。また、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略す）や児童虐待の増加など、これまで見過ごされてきたことや、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題が顕在化した。

③国の動きとして、令和元年から令和5年現在までに男女共同参画に関わる法令等の策定や改正が行われている。

④市では、こうした状況の中、社会情勢等の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとした。

2 計画の位置づけ (P2～)

現行の計画と同じ構成で、令和5年度に合わせて文章等を修正しています。

3 計画の期間 (P3～)

現行の計画と同じ構成で、後半期の期間を記載しています。

4 計画改定の基本的視点 (P3～)

「第五次戸田市男女共同参画計画」では「戸田市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて計画の理念を設定している。計画の後半期も同じ理念、目標のもとに施策を推進していく。「施策」、「施策の方向」、「具体的な取り組み」は、「戸田市第5次総合振興計画」、法制度改正等を踏まえ、追加や一部見直しを行った。

第2章 計画の見直しにあたって

1 条例の基本理念と計画の理念及び進め方 (P4～)

- ・第4回推進委員会の資料から変更はありません。

2 計画の目標 (P6～)

- ・第4回推進委員会の資料から変更はありません。

3 計画の体系 (P7～)

- ・第4回推進委員会の資料から変更はありません。

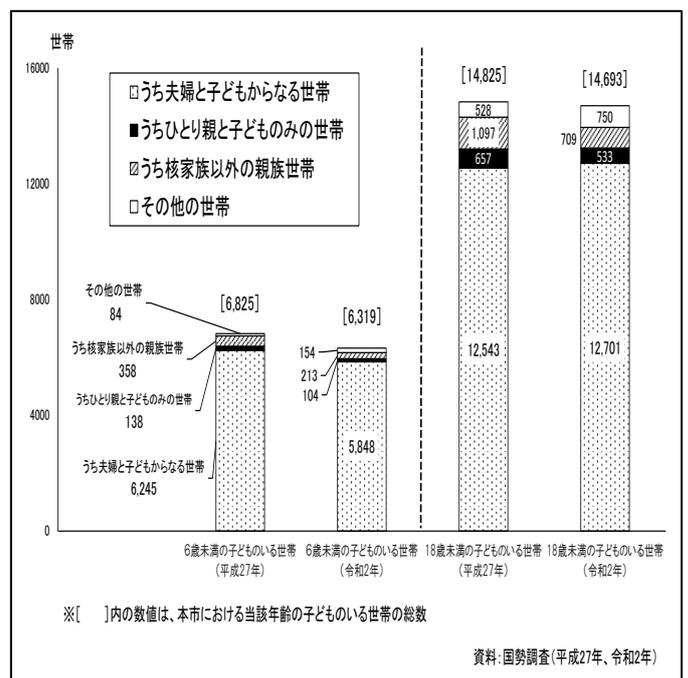
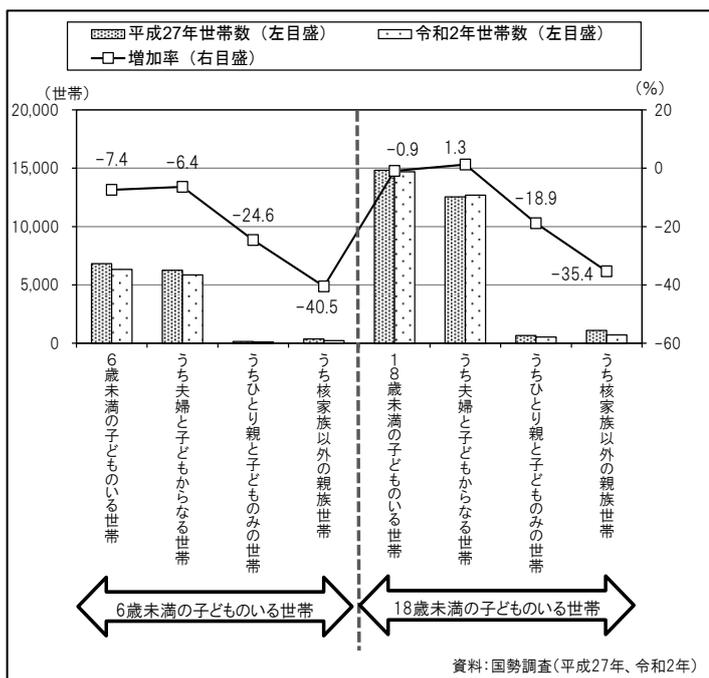
4 計画の指標 (P8～)

- ・第4回推進委員会の資料には記載していませんでしたが、現行計画に合わせて追記しました。また、「審議会等の女性委員の比率を高めます。」の2023年度の値を28.4としておりましたが、28.1が正しい値となりますので修正しています。

第3章 男女共同参画に関する戸田市の現状

1 人口と世帯の状況 (P10～)

- ・文言の修正を行いました。
- ・年齢3区分の次に（15歳未満、15～64歳、65歳以上）を追記しました。
- ・図4の凡例について（注）を追記しました。
- ・図5をわかりやすい図に修正しました。（左図が修正前、右図が修正後）



2 結婚・出産の状況 (P15～)

- ・第4回推進委員会の資料から変更はありません。

3 就労分野における女性の参画状況 (P16～)

- ・文言の修正を行いました。

4 政策・意思決定過程への女性の参画状況 (P19～)

- ・教育現場の管理職に占める女性の割合の図を記載していましたが、埼玉県において男女共同参画事業として校長及び教頭の女性登用に取り組んでいることから、削除しました。

5 計画の見直しの前提となる現状把握と課題設定 (P21～)

① 男女共同参画に係る法制度の改正等

- ・文言の修正を行いました。

② 「第五次戸田市男女共同参画計画」策定以降の戸田市の取り組みと目標値到達度

目標Ⅰ お互いの人権を大切にできるまち (P23～)

- ・DVに関する相談先についての認知度について、市民意識調査の設問・回答の選択肢の補足説明を追記しました。
- ・ICTやSNSという略称について、正式名称を記載しました。
- ・文言の修正を行いました。

目標Ⅱ 地域や家庭の暮らしを支えあえるまち (P25～)

- ・文言の修正を行いました。

目標Ⅲ いきいきと活躍できるまち (P27～)

- ・文言の修正を行いました。

目標Ⅳ 連携と協力で取り組みを進めるまち (P28～)

- ・文言の修正を行いました。

第4章 男女共同参画に関する戸田市の現状

目標Ⅰ

施策1 身近な人からの暴力被害の根絶 (P31～)

- ・パープルリボンに関する記載を修正しました。

施策2 ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発 (P35～)

- ・コラム1の事例を変更しました。

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 (P41～)

- ・第5回推進委員会の資料から変更はありません。

目標II

施策4 地域活動における男女共同参画の推進 (P46～)

- ・文言の修正を行いました。

施策5 防災及び防犯における男女共同参画の推進 (P48～)

- ・文言の修正を行いました。

施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進 (P50～)

- ・指標中、最終目標及び目標値設定の根拠を修正しています。

施策7 子育てや介護を支援する体制の整備 (P53～)

- ・第5回推進委員会の資料から変更はありません。

目標III

施策8 働く場における男女共同参画の推進 (P57～)

- ・文言の修正を行いました。

施策9 女性の就業・起業の支援 (P60～)

- ・文言の修正を行いました。

施策10 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 (P62～)

- ・文言の修正を行いました。

施策11 性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援 (P65～)

- ・文言の修正を行いました。
- ・ピンクリボンに関する記載を修正しました。

目標IV

施策12 男女共同参画の推進拠点の充実 (P69～)

- ・男女共同参画センターの表記を男女共同参画の推進拠点に修正しました。

施策13 庁内の男女共同参画の推進 (P72～)

- ・文言の修正を行いました。

施策14 連携と協力による推進体制の整備 (P75～)

- ・第5回推進委員会の資料から変更はありません。

改定案に記載する注釈等について

記載方法は、次の3通りです。

① 改定案本編中の下段に注釈を入れる・・・P6 参照

- ・読んでいて難しい言葉があった場合、下段で用語説明を確認できる。
- ・下段に記載する注釈については、初出の単語を対象としているため、その後に同じ言葉が出てきても下段に注釈はない。また、その単語の注釈を改めて探すのに手間がある。

②改定案資料中に用語説明を入れる・・・P7 参照

- ・用語説明が資料中にあるため、初出ではない難しい単語を確認したいときも迷わず確認できる。
- ・下段に注釈がないため、確認するために資料までめくらないといけない。

③改定案本編中の下段に簡易化した注釈を入れる。合わせて資料中に用語説明を入れる。

- ・・・P9 参照
- ・①と②の利点を合わせた形となる。読む人にとっては、ストレスが少ない形となる。
- ・下段に簡易化した注釈を入れるが、用語の説明としては足りない説明となる。読み手が資料中の用語説明まで確認してもらえれば良いが、下段の注釈で納得されるのは不本意な結果となる。

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「とだ あんさんびるプラン～第五次戸田市男女共同参画計画～」(平成 31（2019）年度～令和 10（2028）年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

その後、令和 2（2020）年に始まる新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済環境は大きく変化しました。経済的に大きな打撃を受けた宿泊・観光業や飲食業は従来から女性の従業員が多かったこともあり、女性の労働者の雇用機会や賃金の減少が目立ちました。また、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス¹（以下「DV」と略す）や児童虐待の増加など、性別による固定的な役割分担の意識²の弊害や、家庭内の暴力や虐待等によって追い詰められる女性や子どもの存在が顕在化しました。

国の動きについては、令和元（2019）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」³（配偶者暴力防止法）が一部改正されて、相互に連携すべき連携すべき関係機関として児童相談所が明記されました。同法は令和 5（2023）年にも改正され、精神的 DV、経済的 DV も保護命令の対象とされました。

令和元（2019）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」⁴（女性活躍推進法）の改正もあり、一般事業主行動計画の策定義務の対象が常用労働者 101 人以上の事業主に拡大され、パワー・ハラスメント⁵、セクシュアル・ハラスメント⁶に対する防止対策が強化されました。

-
- ¹ **ドメスティック・バイオレンス**…夫婦や恋人など親しい間柄での暴力のこと。身体的暴力だけでなく、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力なども DV です。家庭内で起こることが多いため、他人が介入しづらく、被害が表面化しにくいという問題があります。
- ² **性別による固定的な役割分担の意識**…「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性にははじめからその役割が異なっており、あらかじめそれぞれにあった生き方が決まっているという考え方を指します。
- ³ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**…家庭内に潜在していた夫婦間の暴力について、人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的として、平成 13（2001）年に制定されました。平成 16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や、都道府県における基本計画の策定の義務化、平成 19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力支援センターの設置の努力義務化、平成 25（2013）年には、生活の本拠を共にする交際相手についても法の適用対象が準用されるなどの改正が行われました。令和元（2019）年には、児童虐待防止対策との連携強化が位置づけられ、令和 5（2023）年には、精神的・経済的虐待の被害者からの接近禁止命令の申立てが可能となり、また、接近禁止命令等の期間が 6 か月から 1 年間に延長されるなどの改正が行われました。
- ⁴ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**…平成 27（2015）年に成立、働く場において活躍したいと希望する女性が、その個性と能力に応じて活躍できるような環境を整備するための法律です。一定の規模の企業には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などの義務、国には、施策や取り組みの基本的な方向を示す「基本方針」を策定する義務、地方公共団体には当該区域内での推進計画を定める努力義務が定められています。令和元（2019）年の改正で、行動計画策定義務の対象企業の拡大や、パワハラ・セクハラに対する防止対策の強化が位置づけられました。
- ⁵ **パワー・ハラスメント**…社会的な地位の高い者が、自分の立場の優位性や権力等を利用して、業務の適正な範囲を超えて精神的または身体的な苦痛を与える行為のことをいいます。具体的には、暴行・傷害、侮辱やひどい暴言、人間関係の切り離し、過大な要求等があげられます。
- ⁶ **セクシュアル・ハラスメント**…性的な嫌がらせのことをいいます。職場に限らず、学校や地域社会も含めてあらゆる場面で起こる可能性があります。職務上の地位を利用して性的な関係を強要したり、それを拒否した人に不利益な扱いをする「対価型」と、性的な言動で職場で働く人たちなどを不快にさせる「環境型」があります。

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「とだ あんさんぶるプラン～第五次戸田市男女共同参画計画～」(平成 31（2019）年度～令和 10（2028）年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

その後、令和 2（2020）年に始まる新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済環境は大きく変化しました。経済的にみると、特に女性の労働者の雇用機会や賃金の減少が目立ちました。また、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」と略す）や児童虐待の増加など、追い詰められる女性や子どもの存在が顕在化しました。

国の動きについてみると、令和元（2019）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」※（配偶者暴力防止法）と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※（女性活躍推進法）の改正がありました。前者では児童虐待防止対策との連携が強化され、後者では一般事業主行動計画策定義務の対象の拡大とパワー・ハラスメント※、セクシュアル・ハラスメント※に対する防止対策が強化されました。配偶者暴力防止法は令和 5（2023）年にも改正され、精神的 DV、経済的 DV の被害者も保護対象として位置づけられました。

また、令和 2（2020）年 12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では 4 つの目指すべき社会を提示し、11 分野にわたって施策の基本的方向などを示しています。

令和 3（2021）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」※（育児・介護休業法）が改正され、男性の育児休業取得促進のための制度が創設されました。

さらに、令和 4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※、令和 5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」※が新たに成立しました。

このような状況の中、現行計画「とだ あんさんぶるプラン」が中間年を迎えることから、令和 5（2023）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果を元に、社会情勢等の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

※については、巻末「第五次戸田市男女共同参画計画改定版用語一覧」にて説明します。

第五次戸田市男女共同参画計画改定版 用語一覧

行	本文掲載	用語	よみかた	意味	頁
		男女雇用機会均等法	だんじょこようき かいきんとうほう	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定されました。その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められています。平成28(2016)年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの防止措置の義務化が定められました。	
	◎	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけ あしすてむ	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことをいいます。	
	◎	庁内	ちょうない	この計画書において、戸田市の行政組織全体を表す言葉として使用しています。	
	◎	デートDV	でーとでいーぶい	家庭内ではなく、交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。中・高校生や大学生も当事者になる可能性があります。	
	◎	TODA元気体操	ただげんきたいそ う	地域の人とのつながりを通じて、いつまでも元気で自立した日常生活を送ることを目的に、重りを手首や足首につけ、簡単な運動を行い、筋肉・バランス能力を高める体操です。	
		戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	とだしばーとなー しつぷ・ふあみ りーしつぷとどけ でせいど	パートナーシップ届出制度は、双方または一方が性的マイノリティの2人の互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出すると、市が届出受理証明書などを交付する制度です。さらに、ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親などがいる場合、家族の関係にあることを届出することができる制度です。	
	◎	ドメスティック・バイオレンス(DV)	どめすていっく・ ばいおれんす (でいーぶいー)	夫婦や恋人など親しい間柄での暴力のこと。身体的暴力だけでなく、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力などもDVです。家庭内で起こることが多いため、他人が介入しづらく、被害が表面化しにくいという問題があります。	
な	◎	認知症サポーター	にんちしょうさ ぼーたー	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする支援者のことをいいます。	

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「とだ あんさんぶるプラン～第五次戸田市男女共同参画計画～」(平成 31（2019）年度～令和 10（2028）年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

その後、令和 2（2020）年に始まる新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済環境は大きく変化しました。経済的にみると、特に女性の労働者の雇用機会や賃金の減少が目立ちました。また、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス⁷（以下「DV」と略す）や児童虐待の増加など、追い詰められる女性や子どもの存在が顕在化しました。

国の動きについてみると、令和元（2019）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正がありました。前者では児童虐待防止対策との連携が強化され、後者では一般事業主行動計画策定義務の対象の拡大とパワー・ハラスメント⁸、セクシュアル・ハラスメント⁹に対する防止対策が強化されました。配偶者暴力防止法は令和 5（2023）年にも改正され、精神的 DV、経済的 DV の被害者も保護対象として位置づけられました。

また、令和 2（2020）年 12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では 4 つの目指すべき社会を提示し、11 分野にわたって施策の基本的方向などを示しています。

令和 3（2021）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、男性の育児休業取得促進のための制度が創設されました。

さらに、令和 4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和 5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ¹⁰の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立しました。

このような状況の中、現行計画「とだ あんさんぶるプラン」が中間年を迎えることから、令和 5（2023）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果を元に、社会情勢等の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

⁷ ドメスティック・バイオレンス…夫婦や恋人など親しい間柄での暴力のこと。

⁸ パワー・ハラスメント…優位的な立場にある者が、立場の弱い者に対して精神的・身体的な苦痛を与えたり、過大な要求をしたりすること。

⁹ セクシュアル・ハラスメント…性的な嫌がらせのこと。

¹⁰ ジェンダーアイデンティティ…本人が自分自身の性別をどのように認識しているかということ。

第五次戸田市男女共同参画計画改定版 用語一覧

行	本文掲載	用語	よみかた	意味	頁
		男女雇用機会均等法	だんじょこようき かいきんとうほう	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定されました。その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益取り扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められています。平成28(2016)年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの防止措置の義務化が定められました。	
	◎	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけ あしすてむ	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことをいいます。	
	◎	庁内	ちょうない	この計画書において、戸田市の行政組織全体を表す言葉として使用しています。	
	◎	デートDV	でーとでいーぶい	家庭内ではなく、交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。中・高校生や大学生も当事者になる可能性があります。	
	◎	TODA元気体操	とだげんきたいそ う	地域の人のつながりを通じて、いつまでも元気で自立した日常生活を送ることを目的に、重りを手首や足首につけ、簡単な運動を行い、筋肉・バランス能力を高める体操です。	
		戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	とだしぱーとなー しつぷ・ふあみ りーしつぷとどけ でせいど	パートナーシップ届出制度は、双方または一方が性的マイノリティの2人の互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出すると、市が届出受理証明書などを交付する制度です。さらに、ファミリーシップ届出制度は、パートナーシップの届出をする方に子どもや親などがいる場合、家族の関係にあることを届出することができる制度です。	
	◎	ドメスティック・バイオレンス(DV)	どめすていっく ばいおれんす (でいーぶいー)	夫婦や恋人など親しい間柄での暴力のこと。身体的暴力だけでなく、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力などもDVです。家庭内で起こることが多いため、他人が介入しづらく、被害が表面化しにくいという問題があります。	
な	◎	認知症サポーター	にんちしょうさ ぼーたー	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする支援者のことをいいます。	